

## 第5回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会 議事録

日 時：平成25年11月21日（木）午後1時30分～午後3時49分  
場 所：松阪市議会事務局 第3・第4委員会室  
出席委員：上田美菜、落合泰子、亀井美香、酒徳和夫、佐藤祐司、瀬田正子  
竹林文平、谷口理恵、堤 康雄、中沢 薫、中村麻貴、二井英二  
八田久子、平井 香、深川誠子、安田尚樹、加藤義明、小阪久実子  
森本義次、山路 茂  
欠席委員：伊藤義信、大西佐代子、岡山千香子、河原洋紀、世古佳清、  
竹内房生、中川義文、中田雅喜  
事務局：中島秀雄、南野忠夫、水本恵美、梶 辰輔、西嶋秀喜、青木覚司  
オブザーバー：療育センター機能訓練士 倉田信也  
傍聴者：なし

### 《事 項》

- (1) 第2回新療育施設を考える集い、新療育施設の整備に関する保護者意見交換会及びパブリックコメントにおける意見について  
(資料1、資料2、資料3)
- (2) 松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申案について (資料4)

### 《その他事項》

- (1) 第6回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会について  
日時：平成25年12月19日（木）午後1時30分から  
場所：松阪市福社会館 2階大会議室  
内容：松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申案について
- (2) 答申の市長提出  
日時：平成25年12月26日（木）午後1時30分～  
場所：市長応接室  
出席：委員長・副委員長

### 《内 容》

#### 【事務局】

時間になりましたので、只今より第5回目の検討委員会を開催いたします。  
私、家庭児童支援課の南野でございます。委員会規則による、本日の出席者数

が定数に達しておりますので報告いたします。また、公開の原則に従って、開催させていただきませんが、今のところ傍聴の方は、ございません。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。先日事務局の方から送付させていただきましたお手元の資料を確認致します。まずは、本日の事項書、資料1、資料1の1、資料2、資料2の1というので紙1枚です。それから資料3、それから資料4で答申案の修正部分のみとなります。お手元でございますでしょうか。それから本日、当日配布資料として、前回第4回と第3回の議事録を集約致しましたのでご確認ください。本日の資料を確認させていただきましたので、それでは、委員長様よろしくお願い致します。

### 【委員長】

皆さん、改めましてこんにちは、本日もご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。会を数えまして第5回の本委員会ということでございますけれども、12月のとりまとめに向けて、本日も議論の程、宜しくお願ひします。今、事務局の方から資料に関する説明がございましたけれども、これにつきましては、あらかじめ委員の皆さんのお手元にお届けしてあったということで、こちらの方はお目を通し頂いた上で、本日の委員会に皆さんお越しいただいているという前提で、お話を進めさせていただきます。

また、これはいつもお願いしている事ですけれども、発言の際は挙手で、お名前をおっしゃった上でご発言頂ければと、思いますのでよろしくお願い致します。

本日、前回、前々回の議事録が出てまいりまして、お手元にあると思いますけれども、いずれも若干、タイトなものですので、目をとおして頂くには十分な時間はなかったかと思ひますけれども、さっとご覧になられて、何かお気付きな点があればお聞かせいただければと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

よろしいですか、はい、では、本日の議事の方に入りたいと思ひます。お手元の事項書、(1)第2回新療育施設を考える集い、新療育施設の整備に関する保護者意見交換会及びパブリックコメントにおける意見について、先ほど説明がありました資料1、2、3をご覧になりながら、お聞きいただければと思ひます。この件に関しまして、事務局説明を宜しくお願ひします。

### 【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。まず、第2回の新療育施設を考える集い、市民意見聴取会につきまして、参加者32名によりまして、意見聴取会をさせていただきました。全体として、資料1は、各グループで討議された内容

をグループごとに記録者を配置しまして、内容を記録したものです。それに基づいて作成しまして、この意見には、このような考え方がもてるのではないかということをご提示させて頂いております。

それから資料1の1は、意見聴取会の最後に委員長のごあいさつがございまして、その中でのご発言について、6項目にわたりまして集約をさせて頂きました。資料2につきましては、5つのグループのまとめの全体発表がされ、その項目について集約しまして、対応案ということで事務局の方から考え方を提示させて頂きました。それから2の1につきましては、当日アンケートをお願いしました。そのときに意見9項目について、どのような考え方ができるかということをご提示させて頂きました。

資料3につきましては、日を改めまして、11月3日に新療育施設の整備に関する保護者意見交換会を開催させて頂きました。保護者と申しますのでは、療育センターをご利用頂いている児童の保護者を始め、特別支援学校、特別支援学級の保護者の方等にご案内をさせて頂いて、お集まりを頂いたかたを対象に意見交換会をさせて頂きました。その中で、要点をまとめさせて頂きまして、7項目に集約できたかなと思います。それに対しまして、このような対応を考えていくというご提案をさせて頂いている資料でございまして。

もう1つ、パブリックコメントを10月21日から10月の31日までの間行いましたが、今、現在においても1件もなかったという結果になりました。ご報告をさせて頂きます。

なお、すべての機会を通じて頂いております意見は、施設整備についてではなくて、ランニングの事業面が大半を占めているのではないかと感じております。

特に地域制のある問題点とか、相談支援に関してとか、専門家を配置してほしいとかがございました。さらに医療面についても対応をしていただければという意見もございました。また、放課後等デイサービスをこの新療育施設で行っていく予定ですが、特別支援学級との兼ね合いの中で、利用者が急増するのではないかとご心配を頂いている意見もございました。さらに、地域とのかかわりを十分とって頂きたいという意見、さらに、療育センターに就労の問題も抱えて拠点的にできないかというご意見もございました。

大変多くのご意見いただいております。グループ討議で出された意見は、全部で123項目ございます。全体発表では、45項目ございます。アンケートは5項目ございましたのでご報告させて頂きます。以上です。

### 【委員長】

はい、どうもありがとうございました。今、資料1、2、3に基づきまして事務局の方から説明がありましたが、これに関しましては当日ご出席を頂いた

委員の方も何名もいらっしゃいましたけれども、議事録を通じてこの意見聴取会のあり方を承知された委員の方もいらっしゃるかと思います。これまでの4回にわたる議論を元にいたしまして、この意見集につきまして、事務局側の対応も記載されていますけれども、こちらがいずれ本委員会として取りまとめる答申に反映されることになるわけです。こちらの取りまとめられたものをご覧になって、お気づきの点、疑問点、ご意見をいただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

#### 【委員】

資料3の新療育施設の整備に関する保護者意見交換会の記述ですが、私も参加させていただいていたのですが、裏側の5番のところで、肢体不自由児の対応について軽視することのないようにとありますが、この内容については、肢体不自由の子どもだけのことじゃなくて、重度の子のことだったと思うのです。肢体不自由児の方はもちろんですが、最重度の知的障がいの子どものこともここでは言われたと思うのです。確認をしていただければと思います。

#### 【委員長】

ありがとうございました。ご指摘をいただきました内容につきましては、この委員会でも出された内容だったと思います。事務局、このことについて、いかがでしょうか。

#### 【事務局】

肢体不自由児の問題を忘れていないかというような意見であったかと思います。基本的に療育施設については、最も基本の考え方は、心身の発達が気になる、あるいは、障がいのある児童というような捉え方をしています。ですので肢体不自由児だけではなく、すべての子どもさんと思っています。ただ、重度、軽度というような区分は当初よりつけていなかったと思いますが、これについては、十分対応できていくものと思っています。

#### 【事務局】

ご指摘を頂きました件につきまして、肢体不自由児の対応だけでなく、最重度の知的障がいの子どものも含めての発言であったことを、再度確認をして、変更をさせていただきたいと思います。テープレコーダーが聞き取りにくい部分もございましたので、再度確認いたします。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございました。ただ今、議論いただいております件につきましては、施設が出来た後での運用の問題とも関連してくる話だと思います。その運用については、どのような枠組みで引き継がれるかは、現時点ではわかりませんが、記述について改めたいということでしたので、そのようにお願いします。

**【委員】**

職員配置についてですが、手話通訳ができることについては、以前お話をさせていただいたと思いますが、出来ればきちんとした専用の通訳者の配置をお願いしたいと思います。

**【委員長】**

今、〇〇委員から、手話通訳者の内容に関するご指摘、ご要望がございましたけれども、この具体的な人的な内容について、事務局としてどのように考えているのか、お話できる部分でどのように考えているかお話いただければと思います。

**【事務局】**

〇〇委員のご指摘といいますのは、答申案の中で、第8番目に新療育施設に配置する職員という項目がございます。また、本日の資料にはございませんが、答申案資料の中の8ページに(3)施設管理及び総務系職員という項目がございます。そこで、「手話ができる職員の配置を検討しなければならない。」という記述をさせていただいております。今、ご指摘をいただきました専門の手話通訳者の配置ということですが、本日の委員会の意見として最終案としての中に、専門職としての配置について、記述を変更してご提案をさせていただきます。

**【委員長】**

ありがとうございました。前回資料の8ページとありましたけれども、11ページでしたか。委員の皆さん、お手元に前回資料がありましたら、表題としましたら、松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申書(案)というタイトルの資料で、その11ページ、項目としては8番目の項目の(3)の項目ですけれども、今事務局が読み上げてくれました手話ができる職員の配置を検討しなければならないという文言が含まれております。こちらをご覧になって、〇〇委員どうでしょうか。

**【委員】**

はい、手話ができるではなくて、専任の通訳者ということでお願いをしたいのです。

**【委員長】**

この点につきまして、事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

ご指摘のとおり、記述を改めさせていただきます。

**【委員長】**

はい、先ほど事務局から回答があったとおりなのですが、こちらの11ページの(3)に該当する部分ですけれども、記述を改めるということで、ご了解をいただきたいということですが、いかがでしょうか。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員長】**

他にございませんでしょうか。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。それでは、

はい、では、特にございませんようでしたら、事項の(1)の資料1に関する事項については、ご了解をいただいたということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。はい、事務局。

**【事務局】**

事務局の方から資料の中で1点だけ検討をお願いしたい項目がございます。資料1の11ページでございます。3班のグループ討議の中で、具体的な討議の中にスヌーズレンルームというのがありまして、療育事業を進める中でこういったスヌーズレンという方式がございまして、改めてその必要性が高いのであれば、検討委員会で議論をお願いしたいと思っています。スヌーズレンというのは、どのようなものかというのがございますが、ある一つの空間で空間創造性のあるものを作って、そういう環境下において進めていくというような、抽象的な説明で申し訳ないのですが、これについては、相当経費がかかるということがわかっていますが、建設の関係というよりも、内装的な部分があるということで、もし、よろしければ、ご判断が難しいということであれば、改め

て次期の検討委員会の中でご判断をお願いするという事柄も、設計の段階ですけれども、議論して頂くということになるのかなど、考えているところがございます。その1点だけ宜しくお願いいたします。

#### 【委員長】

今、事務局から資料1の11ページ、②のところのスヌーズレンルームについて、本委員会では議論をされていないが、必要性が高いようであればこの場で、あるいは、どのような形になるかわかりませんが、その事業の運営に関する委員会で議論する必要があるのではないかと提案がございました。この件については、分けて考える必要がある部分があるのではないかと考えます。一つは、そのような部屋といいますか運用に関する問題と、その前段階の正に本委員会で議論しています施設をどうするかという問題と2つあるかと思えます。本委員会は、施設の整備に関することを検討する委員会ですので、運用については、念頭におきつつも直接的に議論する委員会ではないのかなと考えます。一方でこのようなルームということですから、設備にも関することですので、あとで付け足すことも出来ないものですから、もし、必要であるというご判断であれば、設計段階で、その部屋も運用も含めた議論をしておく必要があるのではと考えますが、この点について、委員の皆様方からご意見はいかがでしょうか。

#### 【委員】

学校にもスヌーズレンルームがありまして、器具も光で癒されたり、ゆれとかふんわりとした感覚とか、緊張の強い子であったりとか、リラックスをできる環境をつくるもので、あるほうが良いように思います。それを注視することで、子ども達の表情などがリラックスするのが良くわかりますし、私もこの中にいたことがありまして、あったほうが良いよねと思いましたので、あるほうを私は勧めたいと思います。

#### 【委員】

私は、日本スヌーズレン協会の会長がされている場所を見せて頂いてきたのですが、肢体不自由児だけでなく、知的障がいであったり、特に自閉症のお子さんは、感覚的なところが敏感ですけれども、癒されたりしますので、あったほうが良いなと思って帰ってきたのです。それで、前の話で忘れていたこともあり、最近スヌーズレンのことについて、注視していなかったもので、この文面をみて、あっと思ったところだったので、是非、取り上げて頂ければと思います。

### 【委員】

草の実では行っていないので、詳しくはわからないのですが、自閉症とか、肢体不自由の子どもが見えているところで、こういう世界はいろいろな機能訓練の手法等がありますが、そういったものが一時、流行るといことがありますので、難しいところはありますけれども、いろいろな方法があり決め手がない中で、今後の三重県でつくる新施設の中に、29年度に予定していますが、スヌーズレンのルームをつくる方向で、そういったとこで、また研修をしていたただいた中で、いろんなかかわりを持って、あればですね、効果があるようなことを聞いておりました、しっかりしたエビデンスはないですけれども、いろんなものを取り入れるという中ではいるのではないかなと思っています。

### 【委員長】

ありがとうございました。お話を頂いた上で、お尋ねするのも何なんですけれども。先ほど、事務局のほうから、こういった施設を運用するのはかなりのコストがかかるとお聞きしましたけれども、ご専門のお立場からご覧になられて、エビデンスというものができましたが、その辺を考えて、どのようなものでしょうか。もしお話いただければと思いますが。

### 【委員】

ランニングコストがどのくらいかかるかということは、やっておりますので知らないのですけれども、ただ、お母さん方の経験上も含めて、子どもさんの状況も改善するとか、それだから、脳性麻痺の子にしても、自閉症の子にしても、いろんな方法で、今、例えばST、PT、OTにしてもいろいろな方法でかかわりを持つということの一つの武器として持つことは大切かなと思います。部屋の値段も知らないですし、いわゆるランニングコスト、光、色、におい、音、いろんなもの調整していきますが、それが金額的に年間、どの程度必要かということは、知らないものですが、新施設では、作っていく方向で話をさせてもらっておりまして、明確なお答えはできないので、宜しく願います。

### 【委員】

どうもありがとうございました。

### 【事務局】

さきほど事務局のほうから提案させて頂いておりますスヌーズレンについての資料を今、用意させていただきましたので、ご覧いただければと思います。宜しく願い致します。

【委員長】

今、事務局のほうで、スヌーズレンに関する資料を配らせて頂いております。そちらをご覧いただければと思います。

【委員長】

よろしいでしょうか、今、何名かの委員の方から、設置に賛同する発言をいただきましたけれども、今後、答申をまとめるにあたって、このスヌーズレンルームについても、新しい設備には設置をしていく方向で、答申をまとめるということでよろしいでしょうか。

《 委員、頷く 》

【委員長】

はい、ありがとうございました。

【委員長】

他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございました。では、お手元の事項書2番に移る前にご覧いただきたい資料がございます。資料1-1です。これは、先日の市民意見聴取会の際に、私が申し上げたことの要約なのですが、しゃべるちょっと前に折角なので、何か一言ということで、急遽考えてしゃべったこととございますけれども、私がいろんな市のお手伝いをさせていただく中で、常に意識をしていることではあります。実は、本日配られました前回委員会の議事録の19ページですけれども、お手元の議事録19ページの中ほどから、最後のほうで、最後のほうで私が申し上げた内容がまとめられております。こちらとも関連を致しますので、この資料1-1について、委員長として申し上げてさせていただきたいと思います。

このときの考え方というのは、私の考え方の1番と2番でございます。その上でこの委員会では、3番のことについて、特にご議論をいただいております。その中で、先ほど参照していただいた、前回委員会議事録の私の発言とも関連するのですが、3番にございますように、造ってしまえば箱物、ハードとしては、何十年使用に耐えるものとなるわけですが、その維持というものをお考えなくはいけない、そういった意味で、建設にかかる初期費用、建築費用からランニングコストというものを考えて、持続可能な施設にしないで

はならない。これは、もちろん大前提となるのですけれども、その上で、松阪なりの特色、この委員会ならではの考え、というものを反映させた施設にしていきたいというふうに考えて、このようなことを申し上げました。

そもそもの話となりますが、この委員会が立ち上がった8月ですね、我々委嘱状をいただいたわけですが、市長さんがお越しになられて、こういうことについて、検討をいただきたい。答申という言葉があったかどうかは、よく覚えていませんけれども、お返事をいただきたいという話であったわけですが、よくよく考えてみれば、こうした審議会においては、市長からの諮問書が普通まいるのですけれども、紙ベースにてこれこれについて、議論のうへ答申を願いたい、そういったものがくるのですけれども、私は、初回のときに、市長さんの発言を聞いて、こういうふうなことについて考えて、お返事を書けばいいんだなというふうに思っておりましたが、実は、所謂、諮問書というのがない委員会であるわけですね。但し、議論すべき内容については、それに順ずるもの、あるいは、同じものだと思いますけれども、何が言いたいかと申しますと、先日意見聴取会の場に、私も居りましたし、市長さんもいらっしゃいましたけれど、そこで、話をさせていただく中で、是非、その答申としてまとめるだけではなくて、むしろ、その場において作り上げた名前は答申かも知れませんが、それをそのまま行政のほうに受け入れていただいて、それを基本方針として新療育施設を造っていくという。そういうふうな、基本計画書作成委員会のような、そういうふうな、言うなれば、諮問が来て、答申をまとめて、行政へお返しして、それをどう扱うかは行政次第というものでなくて、この場で、こういうふうにして下さい。というレベルというか、水準としては、より深いものとして、行政にお返しするというのは、どうでしょうかということ、市長さんとお話させて頂いたのですが、それについて、かなり前向きなといえるでしょうか、是非、そうして頂きたいというような話がありました。ですので、この委員会の立ち上げの様子から含めて、今まとめようとしている、一応答申と言っておきますけれども、答申をそういった趣旨のものとして、まとめて行きたいというふうに思っております。これはもちろん、委員の皆さんの賛同が得られればという話でありますけれども、そうなりますといよいよ、委員会での議論が重要になります。前回の議事録の最後にも載っていますように、天から降ってきたものではなくて、我々松阪市民がそれを支えていかなければならないわけですね。丁度、私の発言の真ん中あたりにあります。前回、ご欠席で意見書をいただいた〇〇委員のご提案に関する議論で、言語聴覚士の部屋が3つというのは、配置される聴覚士の人数と合わないのではないかと、ところから端を発した議論なのですが、実は、この部分については、皆さんにお送りしている答申案の中には、3が4に変更されてすでに出ています。前回委員会では、次までに考えてきて下さいね。と私は申し上げたのですが。要

するに趣旨としましては、あれもほしい、これもほしい、だけじゃなくて、ちゃんと持続可能な、維持可能なものにしないといけない。そういうことをきちんと考えた上で、その線で、是非、建設をしてほしいという、そういう答申をしなくてはいけません。それに関わっては、委員の皆さんには、それなりのお覚悟と申し上げましょうか、思いをきちんと反映されたものでなくてはならないのですよね。それなりに、腹を括って、基本方針としてまとめる必要があるのです。そのお覚悟はいかがか、ということは今申し上げているわけです。これまでの議論で所謂、専門家としての、事務局からのたたき台があって、それに対して我々が注文をつけたり、変更を依頼したりするというのが、これまで第4回までこの委員会が繰り返されてきたわけです。その次の議題において、答申案の説明がある前に、一度私の意見聴取会における発言と、前回委員会の最後の段階で私が申し上げたことを勘案していただいて、先ほど申し上げた方針で、答申をまとめるということで、よろしいでしょうかという、お尋ねなのですけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

わかり難かったですでしょうか。

#### 【委員】

委員長の今のご発言、よくわかりました。前から私はどういう動きになるのだろうと思っておりましたが、いろいろと皆さんのご意見が、包括的といえますか、どんどん出てきました。それによって建築の費用というのは、一時的なものなので、それはそれでいいのですが、後々のランニングコストといこととなりますと、その金額的なもの、数字的なものが示されませんと、市の財政がもつのか、どうか、私どもが過度の要求を市当局に申し上げてよいものかどうか、という判断ができ難いと思うのです。今後、この会議の中で、ある時期、いつか、数字的なものが出てくるのかどうか、委員長なり、事務局なりにお伺いしたいのですが。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございました。今の件につきまして、手持ちの数字等、示して頂けるものが事務局ありますか。

#### 【事務局】

〇〇委員さんのご指摘のランニングコストということですが、所謂、大きく分けて、人件費と物件費という2つの分け方ができると考えています。職員のことにつきましては、答申案の皆様議論の中で集約された職員の配置というのを考慮していけば、その内容で実現したということだとおおよそ職員が三十数名になるということで、実は現行の市の給与体系に置き直して考えて

いきますと、本当におおよそではございますが人件費で1億8千万円前後でございまして、あと物件費でございますが、事業を推進するための事業費、物件費での施設維持管理費等になってきますので、それがどれだけかかるのかは、今のところ、つかみ難いところでございますが、現行の療育センターの事業費は、非常勤職員賃金を含めて2千700万円程度でございます。それを物件費だけ純粹にみた場合でも約1千600万円程度になりますが、物件費においては、新施設においては、倍の3千万円程度、あるいは、4千万円になるかという見方をしております。これは仮に開設当時はそれであっても、年々、給与体系も変わってきます。そういうことを考えていきますとじりじりと右肩上がりの経費増が見込まれてきますし、新しい事業への対応もしていく必要があると考えます。また、施設も年々、補修修繕等の経費の必要も出てくるものと思っています。今のところ現時点では、これだというようなはっきりした数字をお示しができませんが、このように把握をしています。

**【委員長】**

ざっとした数字ではありますけれども、現在のおおよそ6倍程度にはなるのではないかという話だったかと思います。はい、どうぞ。

**【委員】**

数字をお聞きして、すごい数字だなと思いますが、実際私の娘は26歳ですが、今まで育ってきた中で、松阪に何にもなくて、よその市とかずっと通ってやってきたわけです。今でも伊勢の方まで通っています。金銭的な部分だけでなく、ものすごく親の負担があります。その中で子どもを育てていって、なかなか効果が目に見えないということを経験して、やってきたわけです。この子ども達は、働いて本当に今、お金を生み出すわけではないですけれども、でも、本当に一人の人間として、この松阪で生きているわけです。それは、ランニングコストといいましたか、そういう今の時代の考え方からいくと、逆行するようなお金の使い方もたくさんいることになるかもわかりませんが、この子たちにぜひ、それだけのお金をかけてやって欲しいと思います。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。他に、当委員会のおびる役目といいますか、私の考えについて、ご批判、あるいはご意見等もいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

今日、本当についつい、こんなのがいい、あんなのがいいと、どんどん望んでしまうとお金もたくさんかかってくるのもわかるのですが、例えば、この前の3名か、4名かという話でいえば、私自身の考えでは、やはり4名にして4室にして、そこを松阪の療育センターの売りにするというか、専門機関がしっかりしているよということを出して、そして一人でも多くの障がいのある方に来て頂いて、少しでも社会にうまく馴染んでいけるような、そんな療育センターにしてほしいなという思いがあります。でも、はっきり言って、STの先生がいる部屋が1人に1つある方がいいとか、スヌーズルームがあったほうがいいとか、そういう風なのはわかるのですが、大きな部屋がとか、小さな部屋がとか、そんなことは、今まで療育センターでざっくりしてきた私たちにとっては、本当に1部屋しかなかったもので、これではどうしようもないな、ということはおわかっているのですが、本当に望んでいけば、どんどんどんどんあったほうがいいのは違いないというのは、わかりますが、そのことよりも、どっちかというよりも、人で、人材が重要でして、鍵でして、その中の人件費に値するところの、それなりの方がどれだけくるのかということによって、私たち保護者は、少しでもいい先生がいるところに向いていくので、私も、大阪に月に1回ですが通っています。そんなふうに、いい先生がいれば、そこへ行くので、療育センターもいい人材を集めることが一番、主になってくると思いますし、これから私たちも委員としていろんなところに発信をしていって、いい先生を集めたいなと私自身も思っていますけれども、お金がかかって、本当に申し訳ないなと思いつつも、そこが療育を受けていくところの基本となる場所となるので、ある程度費用がかかっても仕方がないといえますか、ある程度の線みたいなのがあって、建物に関しては、他の県外の建物であったりとか、他の療育センターがどういうものかということを目安にして、市の人も、最初の案を出してきていると思いますが、そこに私たちも、これがあったほうがいい、あれがあったほうがいいと、どんどん上乗せをしてしまっているのでしょうかけれども、それも、私たちもそのコストを考えないで発言をしているのではなくて、あったほうが子ども達が発達するだろうという思いがあって、発言をしているのであって、最終的な細かなところまでは、なんとも言えませんが、いい人材を集める人件費と、ある程度の建物は必要であると思っております。

**【委員長】**

ありがとうございました。

**【委員】**

よろしいですか。私は、企業の立場できているものですから、障がいのある方とか、障がいの関係の方とか、若干、立場の異なった立場からの発言を申し

上げておりますので、つらいことを申し上げているかも知れません。私は、当社で、30名ほどの障がい者の雇用をしておりますが、その中で、情に流されて、やさしい方向にあまり行きますと、企業というのは、自己完結をしなくてはなりませんので、そこで、持ち出しがあったり、身の丈以上の雇用をしてみたりという、結局自己責任で耐えられなくなる。そこで、市の財政だとか、行政の中でどのへんが線引きなのか、よくわからないのですが、基本的には、厳しさと優しさの両面を持ちながら、企業の中では、推進をしていかなければ、いろんなところの同意を得られないということがあります。

今回の検討委員会のなかで、どこまで私が口は挟んでいいのかわからないのですが、ある面、委員会の中でもそういった意見があってもいいのではないかと、その協議過程があり、答申案というものが、より議会を含め、行政の中で認めていただけるような要素が増えるのではないかと、そういう思いが当初から致しております。もう一度申し上げますが、障がいの関係の方、障がいをお持ちのお子様をお持ちのご父兄の方には、たいへん厳しいような角度の違う意見を申し上げていますが、そういう立場で発言を致しております。以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。

**【委員】**

線引きということで、市のほうもある程度の線引きがあるのでしょうか。どれくらいのお金をかけていこうとか、あるのでしょうか。

**【委員】**

先ほどからのお話をお伺いいたしておまして、療育センターといいますのは、当然税金の持ち出しは必ず必要になってくるだろうと、ペイできるような施設ではございませんので、そのことは皆さんわかっていることとございまして、また、そういったことも必要であるということで、市が一定程度の財源を持ち出していくことについては、市民の理解を得ることができるであろうと、思われますよね。ところが、それが多額になってきた場合に、どこまで市民の理解を得ることができるのかということが、問題であって、先ほどからお話いただいているように、今の状況ですよね、障がい児の方の状況であるとか、お話をしながら理解をしていただいくということも大事なことでと思いますし、今回、このような検討をいただいておりますけれども、その中で、いろんな、今日も出ましたけれども、こういったスヌーズレンルームですか、どんどん施設そのものも大きくなっていく、維持管理費も増えてくる。職員の数も増えてくる。ということになるわけで、その中で、やはり、委員長も言ってくだ

さったけれども、その市側の今後の財政運営のことも頭において頂きながら検討をしていただくということがあれば、いいのかなと思います。ですから、出来るかどうかわかりませんが、例えばこういった部屋でも、専門の部屋を造っておく必要があるのか、ある部屋に専門の機器を持ち込んでいろんな形で使える部屋で対応ができるのか、あるいは、人材に対しましても、しっかりとこれだけの常にいる必要があるのか、非常勤さんで来て頂く中で対応はできないのかと、この希望は大きいのですが、その中で今後の運営のことを考えれば、できるだけ節減できるような方法を考えて頂くと、この中で、考えた結果、最低限これだけは必要ですよということになれば、市の財政側も市の財源の確保に努めると、そういった課程があった上での財源の確保ということになるのかなと思っていますのでよろしく、お願いします。

**【委員長】**

ありがとうございました。

**【委員】**

ルームにおいては、機器とかが大きくて、しまっておくというよりは、その場、部屋に器具を置いておいて、そこでやるということで、そこに人がいるということではなくて、一つの療育として、その部屋に移動して療育をおこなうという形なので、しまっておく部屋も一緒ぐらいの部屋がいると思うし、器具を持ち込んでというのはなかなか、難しいと思います。

**【委員長】**

はい、どうぞ。

**【委員】**

新しい学校の方の設立の委員もしており、県の財政もかなり厳しくて、先ほどございましたように、29年に草の実さんが新しいところに移るといようなことがございまして、これくらい欲しい中で、やっぱり財源がということで、苦勞して苦勞して、これは他に転換が出来ないだろうか、違う視点は持てないだろうかというような委員会のなかで、これは困難だけど違う視点で、これに置きかえられないだろうか、でも、これは絶対置き換えができないといような、しっかりした意義付けと動機付けを行って、これだけは言っていこうといような、委員会に変わってきていると思うのです。これは、答申からもうひとつつっこんで行くような会になるのであれば、スヌーズレンルームも学校で動で帰ってきた中で、スヌーズレンをして静になって家に帰っていく、それで、いいことだと思いうしといような、いろんな方がいろんな関係者があつ

まっているので、これは全体のものだというような動機付けをこの委員会の中でもっと突っ込んで話をしていくと、こんなに豪華な、贅沢なといわれても、実は、これは、贅沢ではなくて、これだけは絶対必要なのですということが、全員きちんと、いろんな方から言われても、各委員一人ひとりが、どなたにでも説明できるというようになればいいのではないかと思うので、今後12月に答申が終わった後に、この委員会がどのように発展していくのかと思うのですが、そういうふうな委員会の話し合いの場になればいいのかなと思っています。

**【委員長】**

ありがとうございました。

**【委員】：**

言われていることの繰り返しになるかわかりませんが、本当に、財政難の中でやっていくのは、本当に承知しているつもりです。ただ、埋もれているニーズがきっとあるはずだと思うのです。〇〇委員が言われたように、いい職員さんに来て頂いて、しっかり稼働させていくということを、私たち先輩親とかもみんなが盛り立ていって、あそこに行けば障がいがあっても困らないよね、松阪いいよねといわれるような、そういった療育センターになっていくように、折角お金をかけるのなら、削るところは、削ればいいと思うので、職員さんだけでなく、まわりの療育する部門も一緒につくっていくというような療育センターになればなど、それが松阪の地域ならではの、だれにもやさしい松阪になっていくことになると思うので、これをきっかけにそういったことになればいいのにと思います。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。ちょっと、資料1-1に戻りますが、これは、1番と2番はこんなことはしない、こんなことはしない。3番で新しい施設に求められる用件を言っています。4番もそうですね。これをしない。これもしない。で、どれをやるのかというのが5番で。これまで、4回の議論を私なりに解釈しますと、特に当事者の方と申しますか、保護者の方がかなり遠慮をされているのではないかなという気持ちで聴いておりました。現状の療育センターからすると、まあ、広さにしても、おそらく人容にしても、かなり充実したものになるのであろうというのが、概要から想像がつくかと思うのですが、それに対して、違ったらごめんなさいですけども、遠慮しながら、これもあるといいな、あれもあるといいなということを、遠慮をしながらおっしゃっているのではないかなという気がしながら、聞いておりました。遠慮せずにもっとおっしゃって下さいというわけでもなく、先ほど〇〇委員が言われたこと

が、正に気持ちを代弁してもらったようなことですが、答申書から一步踏み込んだ、私の発言でいうと6番に相当するところですがけれども、そこまで踏み込んでいくとなると、正に単に2番に書いたようにどうであったのかということではなくて、ちゃんと考えた上のことである。それぞれの立場でこの委員会に参加をいただいていると思いますから、ですから、そのお立場の組織に戻られて、あるいは、似たようなことを考えていらっしゃる方と話をするなかで、こういうふうなことを我々委員は考えて、その上で答申をしたんだと、自信をもってというか、堂々と、そのおっしゃって頂けるような、そういう議論をした上で、答申としてまとめたいと、そういう趣旨でありまして、ですから、先ほど、覚悟とを申し上げましたが、覚悟という言葉はきつかったかわかりませんが、私の本意は、そういったところでありまして、正しく、その、〇〇委員にしろ、〇〇委員にしろ、おっしゃっていただきましたけれども、単に要求合戦をしているわけではないと、いろいろ考えておっしゃっているんだというふうなご発言があったわけですがけれども、正に、それはその通りだと思いますし、他の委員の方も、是非、我々が直接設計、設計はしませんが、こういうような設備にする、松阪の施設はこうだ、というのを委員お一人おひとりが、それこそいろんな観点から考えて、これがゆずれないというか、これが必要なんだというようなものを議論して、出来たものがこれであるという施設にするべく、答申をまとめたいなという、そういう意味での覚悟だったのですけれども、説明が下手で申し訳なかったのですが、もし、ご賛同をいただけるようでしたら、正にそのランニングコストの見直しということに先ほど事務局が触れましたけれども、造ってしまったあとに、それで終わりではなくて、やはり、施設の事業運営に関することについて、あるいは、私の発言の3番に触れましたように、適宜どうであるかという、その評価というものに生かせないといけないと思いますので、その点について、後ほど、議事の2番、答申案の説明の終わったあとで、申し上げようとは思っていますけれども、何らかの形で新しくできた設備について、それこそ、先輩という発言もされましたけれども、新しい施設の生みの親としてですね、評価し、より良いものにしていくという、そういった覚悟で答申案はまとめていければと思います。よろしいでしょうか。

私の今の発言を聞いて、いや、ちょっと待てということがあれば、お願いしたいと思いますが、如何でしょうか。

#### 【副委員長】

僕が純粹に、子どもを診る。僕のところには多少、障がいをお持ちのお子さんもいわゆる障がいに関してではなく、お越しになっている部分があり、かなり松阪にはそういったお子さんがおいでになることを実感しているわけですが、その子たちが、僕が思うには、いかに障がいがない方と一緒に暮らしていける

かということが、こういう施設のあり方に関わってくる部分ではないかと考えます。つまりこの施設を造ってしまえば、いわゆる健全な者といういい方をしちゃいけないと思いますが、健全な者がそれでその責任が終わったという話では多分ないんじゃないかと、ただ、この施設というのは、そういう人が暮らしていく上での一つの道具のようなものであって、本当は、それ以外の部分の方が大事ではないかと、ただ、皆さんもご存知のように、日本全体がかなり貧乏になってしまった。このことは隠しようもない事実で、市役所の玄関に行くのは僕はいやなのですが、1千何億円の借金とかと書いてあるものですから、あれを見る度にこんなことを言っているでもいいのかなと思いつつ、ここの建物に入ってくるということになっています。ただ、お金は有効に使えば、実は、それはそれでいいんじゃないかと、僕の考え方で、小さく造ってしまったものは、大きくなると僕は思うのです。僕のところの医院の建物ですが、つくりがよその1.5倍あるのですよ。でも、結構人が沢山いると、がらんがらんには見えない。つまり、大きいほうが実は、いい。で、設備は使わなくてもあったほうが良い。その部屋を目的として使う場合には、例えば僕のところの隔離する部屋だけで3つあります。殆ど隔離される人がいない日の方がおおい、でも、その部屋にもエアコンも入っていますし、空気清浄機も入っていますし、365日の内、200日くらいは使わないですけれども、ただ、使わなくてはいけなくなったときに、あったほうが良い。そういった考え方をした方がいい。つまり、初期投資は、できるだけ必要なものを置く方がいい。ただ、僕が心配するのは、本当にその施設、設備を上手に使ってもらえるかという心配をしています。例えば、小児科の医師ですね、嘱託医で、なかなかそんな都合の良い医師は僕にはうかばない。また、小児精神科医、ここでは、児童精神科医ですが、それも申し訳ないですが、病院の先生にお願いすることは難しいので、開業した先生にお願いすることになるので、これも難しい。多分、二井先生もご存知だと思いますが、整形外科医と書いてあってもなかなか、難しいといわれるのだと僕は思うので、この嘱託医のところの部分だけでも、かなり過大な要求がされているような気がする。最悪、僕がすることになるのですけれども、僕も命に限りがありますし、実は、自分ところのスタッフが5人と、門前の薬局がありまして、そこに社長さんはいいにしても、薬剤師さんとパートの事務員さんがみえますのでそこで5人で、つまり10人の人の生活を僕が支えていることになりますので、次々に僕が抜けるわけにいかない。これからもっとたいへんになっていったら、どうするのだと思うんですがやっていますが、なかなか、たいへんであと、医療関係の施設の方は、なかなか難しい。統率をとることが難しい。施設長をといわれる方が、行政側からはいられると思いますが、その方にお任せしていいのかとか、いや、それは、嘱託の小児科医がやるんだといわれたら、僕でできるんだろうかと、思いながら皆様のお話を

つれづれながら聴いていて、さあどうしたもんだらう。実際に訓練士の方に関しても、三雲にある肢体不自由児施設の嘱託医をしているものですから、その話をしても、その嘱託の訓練士の方にしても、今、パートさんで機能訓練士の方が日曜日の午前中に来ている。今、本当はこの時間帯に行く約束にしているのですが全く行けていないので、日曜日の朝に行くようにしているのですが、そこで、その時間帯にみえるので、それもある施設にお勤めの方が、アルバイトで来て頂いている実情ですので、本当にそんな方たちも見つかるのかとか、そっちのほうの心配があつて、ただ、皆さんがご心配をされるような費用に関しては、多分、最初からそんなお金がないのなら、こんな話にこの場でもならないと思います。もっと違う話になっているはずなので、そこはご心配をいただかなくても、4ついるなら4ついると、これもいる と 僕はまだ足りないのではないかと心配をしている。放課後デイで10人のひとをみると、療育の人が20人で、夏休みとかの長期の休みでは、朝から受けるのですよね、そうすると30人、もしくは、それ以上の方がはたして収容できるのかという心配をしているのですよ。所謂、基本設計の絵がないものですから、どこに何人入って、どこに何人入ってというのがみえてないもので、設計図が出来上がって、僕が別の会に呼ばれて、そこで言おうかなと思っていたのですが、僕の考え方はそのように考えています。つまり、行政のほうには多少お金を使ってもらっていいんじゃないかと、それは、松阪市がそういう方と一緒に生きていくまちであるということを示すことになると思いますし、そういう街であつてほしい、今のままでいくと松阪市からは子どもがいなくなっちゃうと、子どもの居り難い街にしてはいけないと、逆にいうと、そういった方が集まって頂ける街にすれば街は活気づくし、若い人が根付いてくれれば、どんどん大きくなる。今やられていることは、どうもその逆のような気がして、どこでも意見を求められると同じような話をするのですが、僕が思うには、松阪市が一世一代の覚悟のもとに、飛び降りて頂くようなものを僕らは要求すべきであるだろうというのが僕の意見です。以上です。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございました。

特に他にご意見等がないようであれば、先ほど、私が提案した方向性で答申をまとめていきたいと、もう委員会は数少ない回数ですが、そういったお気持ちでご議論をいただきたいし、その建設に関する検討の場が終わってからぜひ、新しい療育施設の運営であるとか、評価であるとかについては、是非、興味関心をお持ちいただければと思います。では、続きましてお手元の事項書（2）松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申案について、事務局よろしくお願ひ致します。

**【事務局】**

それでは、（２）の答申案について、宜しくお願い致します。本日、お手元にお配りしておりますのは、これまでの意見聴取会等の意見を受けまして、訂正すべきところ、追加すべきところのみ、変更または訂正し、お手元の資料とさせていただきます。

《以降、資料に沿って変更と追加箇所の案を事務局より説明する》

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。事務局から前回委員会で皆様にお配りさせていただきました答申書の案で言いますと、６ページ７ページに相当するところが、本日の資料３ページ、４ページのところに修正、反映されます。それから答申書案の１４・１５ページに相当するところが、お手元の資料１１・１２ページに記載されている別表に整理されております。最後、答申書案の１７・１８ページに該当するところが、お手元資料１４・１５となっているページに記載されております。これは事務局からもございましたように、当委員会による議論、先日の意見聴取会等で出された意見を漏れなく反映させたものであるということですが、こちらの資料をご覧になってお気づきの点、あるいはご意見があれば、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

１１ページの言葉の訓練室のところなんですけれども、４室にさせていただいて、第４回にお休みをさせて頂いたときに、この言語訓練室のところは、配置備品のところについて、各部屋に洗面装置をつけて頂きたいということで、お願いをしましたがけれども、これはだめだったのでしょうか。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。〇〇委員は前回ご欠席で、意見書として３点でしたか、頂きましたけれども、今、ご指摘のあった点について、いかがでしょうか。

**【事務局】**

洗面設備のことですね。実は、申し訳なかったのですが、本日の意見も含めて最終案を作成するにあたって、追記をしていく予定はあるのですが、特に設計に関わる部分については、沢山ありまして、共通事項としての捕らえ方で事務局の中でも考えあぐねている部分がありまして、単に訓練室だけでなく、

事務室以外は、洗面施設が必要ではないかという考えもありまして、申し訳ないのですが今の段階では、訓練室だけの記述をしておりません。必要性については、前回の検討委員会、意見聴取会においても十分お聞きしており、必要なものは明記する方向で、明記していないためにあとでということとは、難しくなると考えますので、事務局として、受け止めていますので宜しくお願いします。

**【委員長】**

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にはございませんでしょうか。

**【委員】**

今、気づいたのですが、玄関の扉のことですが、透明になっているのですか。

**【委員長】**

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

そのことにつきましては、透明なのか、半透明なのか、いろいろなご意見があるかとは思っていますが、事務局のほうでは、透明感のある扉がありきとのとらえ方でいます。草の実リハビリテーションセンターの玄関をイメージして考えているのですが、透明感があって、シールが貼ってあって、ぶつからないように、ここにドアがあるよという表示の配慮がしてあるというようなイメージでいますが。二井先生、どうでしょうか。

**【委員】**

そういう造りだったかのどうかという、帰って頂く、来て頂く玄関口ということで、いろいろ職員の配慮を含め、危険性の点での配慮が必要ではと考えますが。

**【事務局】**

実は、福祉施設のなかで、透明感のあるドアがかえって危険であるということで、シールを貼って表示をしているということを聞いており、そのへんを想定しています。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

### 【委員】

透明がいいという理由については、扉が閉まっていると聴覚障がい者には、扉の向こう側に何があるのか、誰がいるのかということもわからないですし、もし透明であれば、扉が閉まっても、扉をはさんで、手話で話ができるということがありますし、聴覚障がいだけに限らず、他の方も例えば、車椅子の方でも、扉の向こう側にどなたかがいるとうことがわかるといいので、そのことがわかると便利なのかなと思って、そういったこともありますので発言をさせていただきました。

### 【委員長】

ありがとうございました。他に、どうぞ。

### 【委員】

大した話ではないのですが、駐車場については、具体的に屋根があるとか、何台くらいとか、予算のことともあるのですが、知的障がい、自閉症の方、肢体不自由、その中でも重身の方、さらには超重症の方、そうなると、駐車場に限っては、屋根付きの駐車場が必要となり、今の草の実の駐車場は、5台程度しかないのですが、新施設は十何台を予定しているのですが、それも建築の方に聞いて、幅が3.5mというのがあり、車椅子の方が、自分で乗って降りるという設定でして、ただ、そうするとなかなか場所がとれないので、数が多いほうがいいのかということで、もう少し狭くして、数を増やして欲しいということもお願いをしたいと思います。幅のこと、屋根付きのことも検討してもらったほうがいいのかと思います。屋根付きは、5台、10台かも知れませんが、どのような方が何名程度おいでになるか、そうしないと、そこに、STが何人、PTが何人いるだとか、OTが何人か、保育士が何人かということで、部屋の数が決まるということになると思います。私どもの新施設は、言っているのかどうか、逆にそういったことを決めずに建物が先というような形になっていますが、部屋の数結構多いのですが、職員を増やそうと思っていますけれども、実際には、一体どれだけの人数で何をするのかというのが、ある程度、重要といいますか、どのくらいの規模でやるかが、それによって予算もきまってくる。もう一つは、今私ども施設を建てる予定でしてはいますが、29年度にという話があって、建物の契約がまだできておらず、今、アベノミクスとか震災等があって、高騰してきて、受注をしてくれるところがあるのかどうか、心配で、予算が今よりも上がるということが考えられるので、ですから、むしろいろんな部分がありますが、ある程度どのくらいがいいのかという

ことを少し、そういったところからスタートしないとうかなというふうに思います。駐車場の件については、少し検討をいただきたいと思います。

**【委員長】**

今委員がおっしゃいましたスタッフに関しては、前回配布しました答申案の10ページから施設の概要については、14ページからありまして、例えば、駐車場でなく、車寄せについては、17ページに記載があるのですけれども、それ以外の部分でどのような工程といいますか、予定をされているのか、もし今、回答できる部分があれば、教えて頂きたいのですけれども、事務局いかがでしょうか。それから順番が前後しましたけれども、先に〇〇委員からいただいた意見については、洗面設備もそうですけれども、今後具体的な建築の設計についての話については、検討する場が設けられるということですから、そちらのほうにご意見は反映させたいと思います。事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

答申案の17ページのその他事項に、いくつかは挙げさせていただいていますが、駐車場に関してのことは、答弁をさせていただけるかなと思っています。正面玄関あたりには、必ず屋根をつけるということは変わりなく考えています。ただ、5台も、10台もというわけにはいかないと思いますので、2台分だけは確保したいと最低限考えています。それから思いやり駐車場3.5mについては、答申案の中では出来るだけ駐車スペースを新療育施設の近くに配置できるようにお願いしたいような記述をさせていただきました。ただ、過去の検討委員会にて申し上げたと思いますが、建設予定地には、現在のところ1万3300㎡ということで、その中で施設として利用できますのは8千㎡程度でございますが、その位置については、答申案の13ページにイメージさせていただきましたが、そういうところを踏まえて、ただ、職員駐車場については、そこでなくて離れた場所にと考えを持っており、出来るだけ、重身の方々、あるいは、どうしても介助が必要な重いの方々を中心に、出来るだけ近くで乗り降りが出来るようにしていきたいと考えを持っております。3.5mの幅についても、出来るだけ施設に近い位置で数多く造れたらと考えています。具体的には、設計の段階で思っています。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。他に、答申案の修正についてお気づきの点はございませんか。

**【委員】**

ずっと気になっていたのですが、ちょっと言い難いこともあるのですが、ちょっとドアのところは、自動で（手動）と書いてあって、確かに意見がいろいろと出たのですが、2通りの意見がでたので、このままですともしかしたら手動でもいいよということで、このまま答申案として出ちゃうのですが、確かに玉城わかば学園の高等部の子をみていると、引き戸でいけるのですが、私の子ども自身、バギーに乗っていたこともあるし、重身の子をみると車椅子ではなく、首の据わっていない子では、ほぼストレッチャーを想像していただいたらいいようなものについている子も沢山いる中で、手動ドアというのは、答申に盛り込んでだすということは、自分の中でどうしても個人的に納得がしがたくて、いろんな意見があることは確かなのですが、もう一度検討いただければありがたいなと思います。

**【委員長】**

確かに、〇〇委員が言われるように、これに関しては両方の意見が出て、その上で、今日はお休みですが専門家の意見をいただいたわけですが、これは事務局、かつこ書きは何か意図はあるのでしょうか。

**【事務局】**

実は事務局の方では、最初は自動ドアと考えていたのですが、自動ドアですとたいへん危険が伴うのではないかという意見もいただきまして、自動でも手動でもできるような、というような、電源を切れば手動も可能ということで、よくよく考えてみますとそれ以外にもいろんなパターンがあるということになります。今、〇〇委員が言われるようなケースもありますし、全ての方々に対応できるようなケース、遮断できるようなことが考えられないかということであると、はたしてあるのかということ、エアーカーテンしかないのかと。むしろこの記述が邪魔になってきており、はずしたほうがいいのかと思いますし、申し訳ございませんが、事務局で判断し辛い部分でもありますので、委員会のほうで、様々な意見をもった方がみえますので、判断をいただければと思います。申し訳ございません。

**【委員長】**

ありがとうございました。ちょっと話がそれますがけれども、先ほどの洗面設備に代表されるような建築にかかる非常に細かな点につきまして、今後、議論をされるような場が設定されるのでしょうか。

**【事務局】**

事務局と致しましては、そのような場を設けないと、たいへん困るようなことが起こるのではないと考えておりました、予定はさせていただきたいと考えています。その時期に関しては、わかりません。営繕課との協議で進めていきたいと考えています。

**【委員長】**

はい、わかりました。細かな点に関する議論の場はあるということで、少しほっとしながらも、やはり、これをどういうふうにするかということは、設備に議論をしているこの場だと思しますので、やはり、この場でどうするんだという意見を集約する必要があると思います。

これまで、自動がいい、手動がいい、そのことに関する専門家の意見等、いろいろあったわけですが、いかがいたしましょうか。もし、もう少しその他の設備等の内容が具体化した段階でもいいという判断をされるのであれば、その設備の詳細の議論をする場に持ち越してもいいのですが、基本的には、この場で出来れば、集約をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**【委員】**

その手動にしなければ、というのは、どういう判断でしたのでしょうか。僕は基本的には自動でいいと思っておりますけれども、重度の方とかそういった方になってきますと手動では大変かなと思っておりますけれども、玄関あたりは少なくとも、自動で全くいいのかなと思っておりますけれども、手動のイメージが全くわからないわけですが、どうでしょうか。

**【委員長】**

ありがとうございます。その件につきましては、自動であることの危険性と、それから手動であることのひとつに訓練といいましょうか、そういった効果があるのではという意味での提案であったと思います。

**【委員】**

危険性があるのは、手動について、挟んだりして見直したりすることが必要でしたが、特に訓練とかいうことは、しなくても、便利さのほうがいいのではと考えますが、どうでしょう。

**【委員】**

手動のことを申し上げましたのは、私でございます。それは経験的なものがございます、私ども5年ほど前に物流センターを建てまして、それまで事務所の方はバリアフリーにしておりませんでした、ところが、車椅子の就職の方

が二人ございまして、一人は当時度会の支援学校の学生だったのですが、車で  
の通勤ということで、駐車場を屋根付にしまして、駐車場から社員の通用口ま  
でずっと屋根をつけて、スロープにして車椅子で来ることができる様にしまし  
た。問題は社員通用口のドアなのですが、児童と大人の違いがあるのですが、  
いろいろと社内で議論をした結果、いわゆる引き戸にしたわけです。結果的に、  
引き戸で十分対応をしていただいておりますものですから、すべて社会において、  
自動ドアではございませんので、そういったことから慣れていただいた方がい  
いのではないかということ、私が1回目でしたか、2回目でしたかの委員会  
で申し上げましたものから、自動と手動の違いがでてきたわけです。こう  
いうこととございまして、意見は意見としてこだわりませんので、もし皆さんが  
自動一本で行くということでしたら、私はかまいませんので、経験的にそうい  
うことがございましたので、申し上げたということです。

**【委員】**

病院とか、こういう施設はそういったこと多いもので、それでもいいんでは  
ないかと思ったものから。

**【委員】**

今日は欠席でいらっしゃいますが、〇〇委員から子供連れで、母は荷物を持  
ちながら、子どもの手を引きながら入らないといけないのですから、手動は無  
理なことですといわれたと思うのです。私もそう思います。沢山の荷物を持っ  
て、子どもを連れて、駐車して中へ入って、子どもを職員さんに預けて、車を  
移動しなくちゃいけないと、そうなので、自動ドアしか無理かなと私は思い  
ます。

**【委員】**

同じ意見です。本当に沢山の荷物を持って入ることになるので、やはり両手  
が塞がって中に入るのも、児童でお願いしたいと思います。

**【委員】**

よく拝見しますと、正面玄関の最初の入り口は自動ドアと館内とかいてあり  
ますので、いわゆる廊下の部分の話ではないのでしょうか。事務局さん。

**【事務局】**

委員ご指摘のとおり、玄関ドアのところは、当初は自動ドアで、以降2つの  
ドアは、自動ドア兼手動ドアにもなるよということで、両方ができる記述をし  
たわけですが、どちらにもできるということです。手動ドアのほうが便利であ

れば手動でというような、どちらでも利用できるというようなことを考えたわけです。前回、必要、不必要という議論がなかったと思いますが、提案をさせて頂いた中で、館内の相談室と療育室の間のドアが本当に必要かどうかというような判断がぬけていたと思っております、事務局としては、必要であるという解釈をさせていただいて、そのままの状態にしております。

両方できる設備がいいのかなと考えており、現実的な方法かと考えています。

**【委員長】**

〇〇委員、よろしいでしょうか。

**【委員】**

はい。

**【委員長】**

今までの話を伺う中で、これに関しては、運用で調節できる部分もあるということで、手動ドアを突然自動ドアに出来ないの、（手動ドア）を除いた上で答申に反映をさせていただきたいと思えます。

**【委員】**

先ほど駐車場の話がでたのですが、屋根があるところが、2台か3台かということだと、一旦、子どもを保育士さんに預けて、また、移動してというふうになると思うのですが、朝の通園時間はみんな同じになるので、逆に、そのところで、事故とかがおこらないか心配なので、例えば、正面玄関の近くにつくるのもいいのですが、草の実さんも近いのは近いのですが、草の実さんもちょっと離れて屋根があるところがずらずらと並んでいるのですが、そういった感じで少し通路で屋根を使って、横から時化たりすると結構濡れますが、あるのとないのは違うのですが、5台とか10台とか、屋根だけつけたりしてもらうと、そこに止めて、中に一緒に入る、入り口のところで出たり入ったりするというのは、すごく不安なのですが、考えてもらえないでしょうか。

**【委員】**

今、おっしゃったように、少なくとも何台が必要か、何人の方が利用されるのかというのがあつたの、本当はもっと欲しかったのですがけれども、うちの場合は、家があり頭からつけなくてはならないので、心苦しいしだいで、まず5台から10台くらい、これは、重度の方でなくても、発達障害の方でも自閉症の方でもいいのですけれども、下ろしていこうとするとかなり難しいということもありますので、数は多ければ多いほうがいいので、数を増やして欲しいとい

う方向で話をしているのですが、5台からできれば10台くらいは必要と考えます。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。本日資料の14ページにあります、5番その他事項の施設正面玄関付近について、大事なところは何かと申しますと、一番と2番だと思うのです。その下に例示として2台あり、イラストが示されておりますけれども、これはあくまで例示ということで実際に施設の詳細を設計していく段階で、例えば縦列に5台くらい並んでそこに屋根がある場合は、その車の止める台数にしても、2台は増えるわけですし、そのほかにも、いろいろな工夫ができると思いますし、詳細をつめる段階において、この1と2の文言を参照した具体的な設計とするというような、答申のまとめ方ということではいかがでしょうか。つまり、今の段階で、普通に駐車するスペースは何台分あるとか、そこに屋根があるとかないとか、一切わかっていないわけですから、その状態でまさか8千㎡を全て屋根つきにするわけにもいけないので、細かなところを詰める際に、例示のイラストを省いて1と2を尊重し、風雨を避けることと安全確保の二点を尊重したものにするというので、まとめさせていただくということではよろしいでしょうか。

よろしいですか。

**【委員】** 《全員、賛成する。》

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか、はい、では、随分長くなってまいりましたが、ここで、私のほうから答申に一つ付け加えて頂きたいことがございますので、それが、最終頁のその他になるのか、あるいはその他の項になるのか、是非、この施設が完成し、運用が始まったあとに、具体的な人件費であるとか開催頻度とかは置いておいて、新しい施設の運用に関する第三者評価委員会的な施設の評価をし、改善に繋げる為の検討委員会と申しましょうか、そういったものを設置するように併せて答申をさせていただいて、その中で、数年経って良かれと思って造った設備も、もしかしたら新たに出てくるかも知れないし、時間の流れの中で、こういうふうなところを改善すべきとか出てくるかもしれません。そういったところを、療育センターに提言を出来るような評価をする委員会を設置するというか、そういうふうなことを委員の皆さんのご賛同が得られれば、まとめたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 《全員、賛同する》

【委員長】

はい、ありがとうございます。では、賛同をいただきましたようですので、これをどこに組み込むかは、事務局に任せるとして、答申に含めていただくということにさせていただきます。

それでは、以上で本日の事項については、（１）（２）とも修了させていただきます。それでは、その他の事項については、２点ほど事務局よりお願いします。

【事務局】

＜ 事項書に沿って、説明する。＞

一つ事務局よりお尋ねでございますが、資料１－１の委員長の発言の中で、委員長からご説明を頂いたなかで、答申案ではなくてもっとグレードアップしたタイトルでということでご説明をしていただきましたけれど、タイトルにつきましては事務局のほうでもう一度、整理した段階のなかで提案をさせていただいたらよろしいでしょうか。こういう風なタイトルでということでしたら、それに合わせて提案を作って来たいと思いますので、宜しくお願いします。

【委員長】

その他の事項（１）（２）については、以上のとおりです。加えまして答申書改め、基本計画書となるのかどうなるのか、そのネーミングにつきまして、お諮りがあったのですが、これにつきましては、次回１２月１９日までに是非、委員の皆さんに、これがいいというものを考えてきていただいて、事務局案と併せて、議論をさせていただきたいと思います。

事務局からは以上ですけれども、この際ですので、委員の皆様から何かございましたらご発言をいただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

よろしいですか。

ありがとうございました。これをもちまして、委員会を修了させていただきます。

以 上